

諮問番号：令和6年度(2024年度)諮問第6号

答申番号：令和6年度(2024年度)答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った自動車税種別割減免取消処分（以下「本件処分」という。）に係る令和6年（2024年）2月20日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

最今、高齢者等運転に不安がある人への免許返納を国としても促しており、減免の主旨である「障害者等の積極的な社会参加」を、本人が無理に運転せずともサポートする家族を補助することにより実現させようと配慮する自治体も多い。本人の運転免許が失効したこと以外、減免が適用されていた状況と変わりが無いにもかかわらず、減免の対象外とされた。熊本県の家族運転の減免の基準が現状に合っておらず、他県では減免の対象になる障害なのに対象外とされたものであり、納税者として納得できない。本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 審査請求人の障害の等級について

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号。以下「規則」という。）第33条の3の5第1号は、熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）第100条の8第1項第1号に規定する規則で定める身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者に該当する者として、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害を身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に照らして該当するか否かを判断することとしており、「上肢不自由」の障害の区分の場合、障害の級別が「1級、2級の1及び2級の2」に該当する者、「下肢不自由」の障害の区分の場合、障害の級別が「1級から6級までの各級」に該当する障害を有する者が、自動車税種別割の減免を受けられる者となる。

本件において、審査請求人は平成20年（2008年）7月○日に、障害名「脳出血による左上下肢機能の著しい障害」（身体障害者等級表による級別2級）を有することを理由に、本人が所有し、運転する自動車の自動車税の減免申請を行ったことが認められる。

処分庁は、上記の申請書及び身体障害者手帳の障害名が「脳出血による左上下肢機能の著しい障害」と記載されていることを確認したため、規則第33条の3の5第1号の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に照らして、審査請求人の有する障がいについて、「上肢不自由3級」（3 一上肢の機能の著しい障害）及び「下肢不自由4級」（4 一下肢の機能の著しい障害）に該当することと判断したことから、審査請求人の有する障がいである「下肢不自由4級」のみが、本人が運転する場合に限り、条例第100条の8第1項第1号に規定する身体障害者等に該当するものとし、平成20年度分（2008年度分）から審査請求人の自動車税種別割の減免を決定したものと思われる。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本人が運転する場合の減免について

条例第109条第1項第5号アにおいて、身体障害者等の移動の用

に供する自動車であって、身体障害者等が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するものについては、自動車税種別割を軽減し、又は免除することができる」とされている。

本件において、令和５年（２０２３年）５月○日に、審査請求人から処分庁に対し、郵送にて提出された令和５年度（２０２３年度）の「現況報告書」において、「④本人の運転状況について」に関し「ア 免許証の返納・期限切れ（２２年○月）」との変更があった旨の申し出があった。また、令和５年（２０２３年）８月○日の審査請求人の長女と処分庁の電話の応答から、自動車税種別割の減免の理由となった身体障がい有する審査請求人本人が自動車の運転をできなくなっている事実が認められる。

したがって、身体障がい者である審査請求人本人が自動車の運転ができなくなった事実を認定し、これを理由に自動車税種別割の減免を取り消した本件処分に合理性を欠く点は見当たらない。

イ 家族が運転する場合の減免について

審査請求人の長女と処分庁との電話の応答の中で、審査請求人の有する身体障がい「左上肢機能の著障３級、左下肢機能の著障４級である」ことについて、審査請求人と処分庁との間に同一の認識があることが読み取れる記録が処分庁によってなされており、審査請求人の有する身体障がい「上肢不自由３級」、「下肢不自由４級」であることの両者の認識に争いはない。

規則第３３条の３の５第１号括弧書きにおいて、「条例第１０９条第１項第５号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車（略）について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、（略）障害の程度が下肢不自由について４級から６級までの各級に該当する者（略）を除く。」と規定されている。

本件において、審査請求人が有する身体障がいのうち「上肢不自由３級」については、規則第３３条の３の５第１号の規定から、本人が運転する場合であっても、生計を一にする者が運転する場合であっても、条例第１００条の８第１項第１号に規定する身体障害者等には該当しな

い。また、審査請求人が有する身体障がいの「下肢不自由 4 級」については、規則第 33 条の 3 の 5 第 1 号括弧書きの規定から、生計を一にする者が運転する場合として条例第 100 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する身体障害者等には該当しない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、自動車税種別割の減免対象となる身体障がいの範囲が、他の都道府県に比べ抑制的であることを理由に本件処分に不服の旨を主張する。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 177 条の 17 において「道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる。」とし、自動車税の減免に係る具体的な判断を地方公共団体に委任しているところ、他の地方公共団体と異なる規定を設けていることのみを理由に不当なものであるとはいい難く、審査請求人の主張を採用することはできない。

第 4 調査審議の経過

令和 6 年（2024 年）11 月 6 日 審査庁から諮問

令和 7 年（2025 年）1 月 30 日 第 1 回審議

2 月 19 日 第 2 回審議

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

自動車税種別割の減免について、地方税法第 177 条の 17 では、「道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる。」とされている。

同条を受けて、条例第109条第1項第5号では、知事は、身体障害者等の移動の用に供する自動車で次に掲げるものについては、当該年度の種別割を軽減し、又は免除することができるとされており、同号アでは、「身体障害者等が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するもの」とされ、同号イでは、「身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するもの又は当該身体障害者等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者である場合に限る。）と生計を一にする者が所有するもの」とされている。

規則第33条の3の5第1号では、条例第100条の8第1項第1号に規定する規則で定める身体障害者等の範囲について、「身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの（（略）条例第109条第1項第5号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車（略）について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、（略）障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級に該当する者（略）を除く。）」とされている。

（2）本件処分について

本件において、処分庁は、審査請求人が所有し、審査請求人が運転する自動車について、自動車税種別割の身体障害者等に係る減免をしていたところ、処分庁は、令和5年（2023年）5月〇日に受領した審査請求人の現況報告書の記載内容及び令和5年（2023年）8月〇日に審査請求人の長女に架電して確認した内容から、審査請求人が運転していない状況を確認したため、審査請求人の自動車税種別割の身体障害者等に係る減免を取り消したことに違法又は不当な点はない。

また、自動車税種別割の身体障害者等に係る減免に該当する自動車について、条例第109条第1項第5号イにおいて、「身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するもの」とされているところ、

規則第 33 条の 3 の 5 第 1 号括弧書きにおいて、条例第 109 条第 1 項第 5 号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、下肢不自由について、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に規定する障害の程度が 4 級から 6 級までの各級に該当する者を除くこととされている。

これを本件についてみると、審査請求人の障害の程度は、下肢不自由について 4 級に該当すると認められることから、審査請求人が所有し、審査請求人の長女が運転する自動車について、自動車税種別割の身体障害者等に係る減免の要件に該当しないことが認められる。

この点、審査請求人は、他県における自動車税種別割の身体障害者等に係る減免基準の例を示した上で、本県の基準が現状や他県の基準と合致していない旨主張している。審査請求人の主張について、政策的な問題意識として理解できる部分もあるが、自動車税の減免については、「課税庁による恣意を抑制し、租税負担の公平を確保する必要性にかんがみると、課税の減免は、法律又はこれに基づく命令若しくは条例に明確な根拠があつて初めて行うことができるものというべきである」（最高裁平成 21 年（行ヒ）第 52 号平成 22 年（2010 年）7 月 6 日第三小法廷判決参照）とされており、審査請求人の主張を採用することはできない。上記のとおり、処分庁の判断は条例及び規則等の定めるところに従い適正になされたものであり、審査請求人の主張に理由はない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第 1 部会

委 員 宮 田 房 之

委 員 井 寺 美 穂

委 員 真 田 由 紀 子